

学校法人 昌賢学園 ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人 昌賢学園（以下「本学園」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学園の教職員及び学生等の教育、研究又は就労若しくは就学における環境等を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)セクシュアルハラスメント

教職員が他の教職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生等を不快にさせる性的な言動

(2)アカデミックハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動

(3)パワーハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動

(4)その他のハラスメント

上記(1)～(3)以外の言動及びこれに類する言動

(5)ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の就学上の環境が害されること又はハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上の又は学生等が就学上の不利益を受けること

(理事長・学長の責務)

第3条 理事長並びに学長（以下「管理者」という。）は、本学園の教職員並びに学生等に対し、この規程の周知徹底を図るものとする。

2 管理者は、ハラスメントの防止を図るため、本学園に所属する教職員並びに学生等に対し、必要な研修を実施するものとする。

(監督者の責務)

第4条 教職員並びに学生等を監督・指導する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意し、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに 起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するものとする。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、教職員並びに学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせる。

(2) 教職員並びに学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が、職場及び教育研究の場等に生じることがないように配慮する。

(教職員の義務)

第5条 教職員並びに学生等は、この規程及び管理者が定める指針に従い、ハラスメントの防止に努めるものとする。

(防止委員会)

第6条 第1条の目的を達成するために、各事業所内に安全衛生・ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会の運用については、別にこれを定める。

(苦情の申出及び相談への対応)

第7条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談が、教職員並びに学生等からなされた場合に対応するため、苦情の申出及び相談を受ける次の各号に掲げる総括相談員及び相談員を置く。

(1) 総括相談員は、別に定める防止委員会委員長をもって充てる。

(2) 相談員は、別に定める防止委員会委員をもって充てる。

(相談員の責務)

第8条 相談員は、苦情の申出及び相談に管理者が定める指針に十分留意し対応するものとする。

(調査会)

第9条 防止委員会が必要と判断した場合、状況に応じハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設けることができる。

2 調査会の運用については、別に定める。

(調査員の責務)

第10条 調査員は、管理者が定める指針に十分留意しながら公正に調査を行うものとする。

2 調査員は、当該調査関係者のプライバシー・名誉その他の人権を尊重し、守秘義務を負うものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 管理者その他の教職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に関わる調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いを行わないものとする。

(管掌)

第12条 この規程の事務管掌は、ハラスメント防止委員会委員長が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の承認を得て行う。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「群馬医療福祉大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」(平成22年4月1日施行)は、廃止する。